

平成二十九年文部科学省令第二十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第四十七条の五第一項ただし書に規定する

二以上の学校の運営に関し相互に密接な連
携を図る必要がある場合を定める省令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭
和三十一年法律第六十二号）第四十七条の六第
一項ただし書の規定に基づき、二以上の学校の運
営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合
を定める省令を次のように定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
四十七条の五第一項ただし書に規定する二以上
の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必
要がある場合として文部科学省令で定める場合
は、次に掲げる場合とする。

一 同一の教育委員会の所管に属する小学校及び
中学校において、学校教育法施行規則（昭和二
十二年文部省令第十一号）第七十九条の九第一
項の規定により小学校における教育と中学校に
おける教育を一貫して施す場合

二 同一の教育委員会の所管に属する中学校及び
高等学校において、学校教育法（昭和二十二年
法律第二十六号）第七十一条の規定により中学
校における教育と高等学校における教育を一貫
して施す場合

三 同一の教育委員会の所管に属する小学校及び
当該小学校に在籍する児童のうち多数の者が進
学する中学校において、これらの学校が相互に
密接に連携し、その所在する地域の特色を生か
した教育活動を行う場合その他教育委員会にお
いてその所管に属する二以上の学校の運営に関
し相互に密接な連携を図る必要があると認めた
場合

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行
する。

附 則 （令和二年三月三〇日文部科学省
令第一〇号）

この省令は、令和二年四月一日から施行す
る。